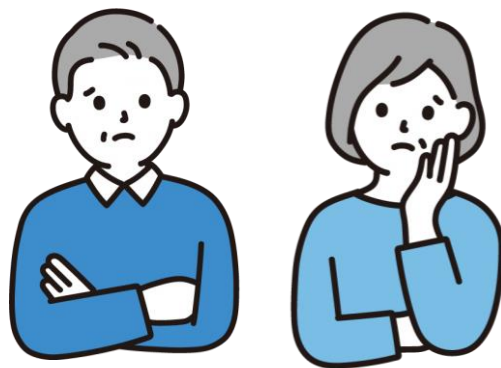


# 司法書士による 相続登記手続の無料相談会

事前予約制

秘密厳守

2024年4月から、不動産を相続した相続人は、登記手続を行うことが義務となりました。  
「手続はどのように行うの?」「いつまでにするの?」  
など、ぜひお気軽にご相談ください。



対象

中野区にお住まいの方

場所

中野区役所(中野区中野4-11-19) 4階専門相談室

開催日

毎月第4木曜日 13時~16時 ※12月は第2木曜日

【相談時間】25分 【定員】12名

開催日	時間	予約受付開始日
2024年 4月 25日(木)	13時~16時	4月 18日(木) 午前9時
5月 23日(木)	13時~16時	5月 16日(木) 午前9時
6月 27日(木)	13時~16時	6月 20日(木) 午前9時
7月 25日(木)	13時~16時	7月 18日(木) 午前9時
8月 22日(木)	13時~16時	8月 15日(木) 午前9時
9月 26日(木)	13時~16時	9月 19日(木) 午前9時
10月 24日(木)	13時~16時	10月 17日(木) 午前9時
11月 28日(木)	13時~16時	11月 21日(木) 午前9時
12月 12日(木)	13時~16時	12月 5日(木) 午前9時
2025年 1月 23日(木)	13時~16時	1月 16日(木) 午前9時
2月 27日(木)	13時~16時	2月 20日(木) 午前9時
3月 27日(木)	13時~16時	3月 21日(金) 午前9時

ご予約は **☎03-3228-8802**

【共催】中野区・東京司法書士会中野支部

【お問合せ】中野区役所 区民相談係 ☎03-3228-8802(平日8時30分~17時15分)